

開会にあたり、主催者として、一言、ご挨拶申し上げます。

平成17年に、島根県の条例で「竹島の日」を制定して以来、本日、11回目の「竹島の日」を迎えました。

政府から酒井内閣府大臣政務官、国会からは各党の議員の方々をはじめ、このように多くの皆様にご出席いただき、誠に有り難うございます。厚くお礼申し上げます。

竹島は、わが国固有の領土であります。これまで半世紀以上にわたり、韓国に不法占拠されたまま今日に至っております。

領土問題は国家間の問題であり、竹島問題も日韓両国の外交努力により平和的に解決しなければならないものであります。

このための国の取り組みを促したいという県民の切なる願いにより、「竹島の日を定める条例」は、制定されたのであります。

そして、この「竹島の日」条例は、国民意識の中で風化しかけていた竹島問題に国民の関心が集まる転換点となったのであります。

この条例の趣旨を踏まえ、県では、県議会や関係団体と連携しながら、様々な活動に取り組んでまいりました。

政府に対しましては、外交交渉の新たな展開を図ること、そして国民への啓発や国際社会への情報発信を積極的に行うこと、などを強く求めてまいりました。

竹島領有権に関する調査研究につきましては、これまで3回、「竹島問題研究会」を設置し、その研究成果を啓発活動に活かしてきました。

また、県内の学校教育におきましては、独自に作成した教材を活用し、すべての学校で竹島に関する学習を行ってきました。

県としましては、今後も、県民及び国民の皆様への啓発に努めるとともに、竹島領有権に関する調査研究をさらに進めてまいります。

最近の動きを見ますと、平成24年8月、韓国大統領が竹島に上陸し、それが大きな転機となって、政府の対応も大きく変化してまいりました。

政府は、この時、平成24年8月に韓国政府に対して、国際司法裁判所に合意付託することを提案されました。しかし、残念ながら韓国政府は応じませんでした。

また、内閣官房に竹島を含め領土問題を所管する組織を設置し、竹島に関する調査研究や領土教育を進めるためのセミナーの開催など、具体的な事業を実施され、領土問題に対する取り組みを強化されております。

学校教育におきましても、来年度から使用される中学校社会科のすべての教科書に「竹島」が記述され、内容もこれまでより充実したものになっております。

今後、全国の中学校で竹島問題に関する正しい理解が広がるよう、期待しております。

竹島問題解決のためには、日韓両国の政府間での話し合いが不可欠であります。

昨年11月には、平成24年5月以来、約3年半ぶりに日韓首脳会談が開催されるなど、日韓関係に若干、変化が出てきております。

政府に対しましては、外交交渉の場で竹島問題が話し合われるよう、引き続き、強く要望するものであります。

終わりに、お集まりの皆様方には、引き続き、力強いご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、主催者としてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠に有難うございます。